

財政学者・法学博士。明治10年(1877)愛知県一宮生まれ。同33年(1900)、東京帝大法科卒。同35年(1902)より京都帝大助教授・教授。この間、ドイツ留学の後、41年(1908)法学博士。昭和5年(1930)、学士院会員となる。同12年(1937)、関西大学学長に就任。臨時財政経済調査会臨時委員、帝都復興院評議員等を歴任。第2次大戦後の昭和22年(1947)、第1回公選で京都市長となり、25年退任。その間、全国市長会会長・地方財政委員会委員・地方自治委員を歴任。24年地方行政調査委員会議長に就任し、行政事務再編成作業に従事。28年(1953)、文化功労者賞を授与される。同34年(1959)死去。

財政学者としての神戸博士は、ワグナー・シェフレ・シュタインに代表されるドイツ正統派財政学の日本における後継者であり、さらに自由主義的・合理主義的思想を加味してドイツ財政学を補強し、租税論を中心とした独自の体系的財政学を構築した。

略歴からもうかがわれるよう、神戸博士は多彩な社会的活動に関与しているが、実務行政の面では、京都市長時代に6・3制教育の確立、市域拡張中央市民病院の開設等の業績を残した。神戸が都市計画の分野で果たした主な功績としては、通称“神戸委員会”として知られ

る地方行政調査委員会議での活動をあげることができる。神戸委員会は、昭和25年と26年(1948・9)に『行政事務再配分に関する勧告』を提出した。同委員会は、シャウブ勧告の3原則(行政責任明確化・能率・市町村優先)に基づき、地方自治・行政に関する全般的提案を行った。そのうち、都市計画の分野では、都市計画・都市計画事業を市町村の事務とし、市町村がそれを自主的に決定・執行できるものとする。また、都市計画区域が複数の市町村にわたる場合には、関係市町村の協議によりこれをを行うものとする。さらに、市町村が都市計画を作成した場合、国及び都道府県への報告義務づけ、それに対して国および都道府県は、必要な助言または勧告ができる、などを提言した。これらは、概して基礎自治体としての市町村による自主的な都市計画の策定をめざすものであった。この神戸勧告に対する評価には、論者によりある程度の振幅が見られるが、従来にならない抜本的な改革を提唱した点で画期的であることは間違いないなく、その後の地方行財政改革論議に多大な影響を与えていている。

